

新型コロナウイルス感染拡大防止のための健診受診時のお願い

令和3年8月13日

日頃より、長崎県健康事業団の各種健康診断をご利用いただき、ありがとうございます。当健康事業団では健診実施に際し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記の対応をいたします。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

1 健診受診をお控えいただく方

下記のいずれかに該当される方は健康診断の受診をお控えいただき、日程変更等のご対応をお願いいたします。

- いわゆる風邪症状が続いている方
- 発熱（体温が37.5度以上を目安）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚異常などの症状のある方
- 2週間以内に、発熱（体温が37.5度以上を目安）のあった方。
- 2週間以内に、新型コロナウイルス感染（疑い）のある方との接触歴がある方。
- 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方。（およびそれらの方と接触歴がある方）
- 2週間以内に、感染拡大地域（緊急事態宣言地域、まん延防止宣言地域、長崎県知事による県外往来自粛要請発令期間中は全ての都道府県）への移動歴がある方。（およびそれらの方と接触歴がある方）

上記発熱等の症状が続く場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。かかりつけ医がない場合や休日夜間は「長崎県受診・相談センター」にご相談ください。

2 健診受診に際して、受診者をお願いする事項

- 健診中は各自マスク着用をお願いします。（マスクはご自身で準備をお願いします）
- アルコール消毒剤を用意しますので、適宜手指消毒をお願いします。
- 密集、密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- 換気を行うため、外気温が低い季節は、カーディガン等羽織るものをお手元にご用意ください。
- 非接触型体温計等で体温測定をすることがありますのでご協力をお願いします。

以上、健診実施8団体『健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策』（令和2年5月14日改正）参考

(問合せ先)
公益財団法人 長崎県健康事業団

TEL : 0957-43-7131